

鹿 児 島 県 公 報

令和8年4月10日（金）第709号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）
ページ

告 示
○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施（家畜防疫対策課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第287号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次の区域において豚又はいのししを所有する者（飼養頭数が6頭以上の飼養農家その他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。）に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の目的
県内における緊急的な豚熱のまん延防止
- 2 実施する区域
曾於市、霧島市及び湧水町の区域
- 3 実施の期日
令和8年4月11日から令和9年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 消毒方法
消毒薬の豚又はいのししの飼養農場の飼養施設周囲及び農場外縁部散布